

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地 問題（プライス報告を含む）第三巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43858

(6)

中總法的問題——廣東省會議（東邦）

アジア局長

條約局長

條約局第三課長

國際協議會日本支那
の研究會事務局

外務省

- 55 -

外務省

三一六、三八

アジア局第一課長

金

文

歐米局第一課長

神國關係問題意見統一會議開會之件

乞二月六日

樂約局第三課長

去了六月二十九日仲經口頭之法律大臣。加里法的見解。

軍械江有表一方的捷克起。左政權的捷克者。

前後軍事機制了五九三十日午前九時半。到一時半。

軍甲副長官司會

九

機制局長官。財政次官

九

等均同

九

財政次官

九

軍械江有表

九

外務省

ア一 574

極秋

(軍械江有表) 納不可得。日、石井萬連内長。并

國務各官が會議五九。並の結果並加口論議(軍械江有表)

其の如く。

(副長官) 本席有表中止。仲經開會了五九的見解。

政府部内が不一致の如き印象無。新川卓元。仲經尚需

計策折衝上も国内の江有表影響了五九。而の如き、又其

経(飛行機要事)。而の開會(江有表)の如く要あらじの

意見がある。各省とも已に準備万々計議し、意見の統一を

計り本日會議可とが政府と一緒に印可落選と思ふ。

三二、大臣方より、各大臣の傳文、閣議記録等を提出する。

支那、一九一〇年

岸本水官（カミツル）が、之に付随する見解が何處か見出せば、

御参考事項を證明して證明した。

外務省

内閣局長官（内閣局長官）の同様の問題を今般問題と見て貰ひ

期せずして、大臣の傳文は前回下記打合せより
後改めて、大臣の傳文は前回下記打合せより
後改めて、大臣の傳文は前回下記打合せより

後改めて、大臣の傳文は前回下記打合せより

後改めて、大臣の傳文は前回下記打合せより

岸本（今後は外交關係の有無問題は、事前に外山省から
轉換の調整を行つて置く）
(内閣水官から佐藤省は十分打合せを行なうと、第12回
意見正反対議を置く)

外務省

(問) 本問題を記述會社は誰か

(答) 住民者 (Permanent alienage) に就く。

10月25日。本日は住民者にて向ひてはるの機関を持つて
「もとから。平和な生活を送りたる思想が、一體
（問） 何を指す。

住民の基本的権利が保証され、被虐的政策が採られる
「たゞ。今年度が国民保健費である。アラスカ州
（問） 何を指すか？ ある。

右の基の権利を保つてのため、其の上級の機関を以てし
ある。又、長期の宿泊権は多額の支拂い、且補償の

外務省

問題がますますあります。

外務省の件 (問) 本問題の問題の向ひてはるの機関を持つて
「もとから。平和な生活を送りたる思想が、一體
（問） 何を指すか？ ある。

平和な生活を送りたる思想を詳しく述べし。平江

住民の全部の権利を有する所以を證へ

元東在外臣民保護法。外國の管轄の取扱い。又その保護

期待する外國の被保護者個人が、外國で不出、不正行

外務省

取扱い上受け、との改正が力れらる陽。

准約定の改正は算り出されたとある。神總信民会合

の半ばの主権の下に居た事の由來は、主權の主張の

前記の國民保護法の對象となつてゐる。

神總同盟の領地の主権の問題は、提起されない。

事実の主張即ち民族的見地の主張の主張

主張の如手的立場と謂ふべきである。

外務省

申立方の神總代表と外の大臣の面會一回、平和的主張
以外の仲間の政治的主張ありやとの點同様に
吉田・ダレスのやり取りは想解するに至る。加藤はかく
二・アリセラウ。

内閣閣外公使アカデミック會議論の書類と曰列
意又は付の。三条の施政難關ありやから思ひます。
別途里親を貰

外交保護の根柢が形式的のものと有る。

門司かあるが如何に如何の内閣の権限を有せば

日本の問題を思つ。三条の範囲があつてそれと

連絡する場合の、事の速文の問題をも統一す。

日本が何をやる、三の事の問題を方々と思つ。

日本(舊)舊在華口交する山房ありとすれば余の

處女と之を起らすが、件組問題は政治的二相被

外務省
外務省

の心得等を記す。

(大蔵省)貿易部若手は半官の半私営の元和洋の

元代官支拂ひ。又通商支拂才也失拂ひ。半私営の

丁九条公使方情示有設章正理空一二。半私営の

日本領工の權力の明確化を乞う。又丁九条の日本文と

英文と日本文が並ぶ。其の事例の陳述は朝鮮、日本

通事館在華支拂の際の当時の大臣は、琉球は

十九条の外と記してある。この十九条の問題は在外

財産全般に影響するところ大きい。

以上各自の意見の整理を行つたが、今立ち上りの統一を
おこなう意図難かう。更に七月一日の会議の外各省
の意見の整理を行つたが、今立ち上りの統一を
おこなう意図難かう。七月一日の会議の外各省
の意見の整理を行つたが、今立ち上りの統一を

抑えて前回の意見の整理を行つた。

又伊織一郎の問題は、何れも統一の問題の

外務省

會議と調整すべきものか、何れかの問題。

四月一日伊織代表者にて開催された。劉洋外山有吉

紙布一意見を同様、何れかの意見を採用したとした。

外務省

アジア局長

アジア局第一課長

二、
（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

アシナ局
31.7.4
局長附

條約局第三課長

長三記卷之三

第一課長

卷之三

1

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

外傳

大凡の如きは、
其の用に及ぶ者也。

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

次之オニの実業¹²移り、法務省と法制局¹²の内に
國籍問題¹²にて論争が戦々生じ。法務省側よりも
米が沖縄¹²に対して有する施政権¹²より本土¹²の主權¹²を失
有するから、日本¹²の沖縄¹²に対する主權¹²が失
り減じるなり。沖縄¹²が日本¹²本土¹²に返された場合
日本¹²の沖縄¹²は、沖縄¹²が日本¹²本土¹²に返された場合
果¹²主權¹²が沖縄¹²に復¹²するとして、前回示した見解¹²
持して置くまゝ條約¹²の如き¹²、沖縄¹²人は米國¹²の主權¹²
側¹²に於て朱印¹²を捺¹²せしものには¹²即ちかん。沖
縫¹²は民衆的¹²な反対¹²として、元へは支那¹²へと
述べたが、終¹²は政治¹²を廃¹²す、支那¹²へと

在¹²之處¹²にても¹²至¹²日本¹²へ、沖縄¹²が日本¹²の主權¹²を失¹²るが、
主權¹²を行使¹²する所¹²が、之¹²日本¹²の主權¹²下¹²へと來¹²る。
主權¹²を失¹²と體¹²手¹²を失¹²と謂¹²いふ。即ち¹²月地¹²は¹²主權¹²を失¹²る事¹²
結果¹²本地¹²を解消¹²する事¹²も出来¹²る。勿論¹²聯合¹²は、何¹²か¹²也
ナ半¹²政¹²の統治¹²が、主權¹²を失¹²復¹²すを期¹²合¹²は、何¹²か¹²也
形¹²へして¹²ハ又¹²ハ取¹²らぬ¹²されば、よ¹²と¹²逃¹²れ¹²を¹²除¹²す¹²。
官員¹²の三¹²行¹²は領土¹²の移動¹²と¹²爲¹²め¹²、國¹²の主權¹²
領¹²へと改¹²め¹²、別¹²添¹²ニ¹²草¹²本¹²へ¹²變¹²へ¹²る¹²を¹²除¹²す¹²。
日本¹²の¹²容¹²認¹²す¹²を¹²日本¹²の¹²容¹²認¹²す¹²と改
め¹²。別¹²添¹²如¹²其¹²下¹²案¹²を決定¹²した。

外務省

段⁹ 件總行氏の爲めの(附)を以ての内閣
3 日、平和民(アリ)とし、民(アリ)の見地(アリ)を
レ 政治的所(アリ)を單(アリ)折衝(アリ)と書(アリ)改(アリ)乙別(アリ)小五
の苟(アリ)事(アリ)、之(アリ)を更(アリ)ハ六(アリ)事(アリ)不(アリ)書(アリ)
ま(アリ)ハナ(アリ)定(アリ)キナ

同最後文第³(アリ)は前段¹、²は異議(アリ)か(アリ)及
ケ後段¹、²は平和條約³の效果(アリ)乙米國(アリ)が
日本(アリ)水有地(アリ)縣有地(アリ)の權限(アリ)不(アリ)了
ナ(アリ)是(アリ)、美國(アリ)合領(アリ)乙單(アリ)管理(アリ)有(アリ)
ノ左(アリ)は確實(アリ)が平和不(アリ)妥(アリ)後(アリ)は總理(アリ)有(アリ)
地(アリ)一(アリ)出(アリ)も(アリ)あ(アリ)多(アリ)餘(アリ)向(アリ)長(アリ)久(アリ)解(アリ)之(アリ)
和(アリ)後(アリ)總(アリ)行(アリ)依(アリ)平和條約(アリ)之(アリ)也(アリ)見解(アリ)加(アリ)
立(アリ)上(アリ)將(アリ)角(アリ)地(アリ)取(アリ)及(アリ)之(アリ)平和條約(アリ)終(アリ)

外務省

趙定(アリ)が(アリ)又(アリ)再(アリ)々(アリ)乞(アリ)可(アリ)通(アリ)して(アリ)決(アリ)七(アリ)
草(アリ)未(アリ)を(アリ)決(アリ)定(アリ)した。

一回、米國は日本の潜在地盤と私法上の土地所有権を以し領地権と被

私の方柄により、本代管地権を設定しようとしているが、この
ような行為は日本の潜在地盤と矛盾し、将来沖縄が日本に復
帰する際の支障となりはしないか。

答（開拓法上の領土並地と私法上の土地所有権を以し領地権と被
私法上の土地に關する権利の取扱につて）
（上記文書の件）

かかるに、領土に対する統治権の事務が行われる際は、その

領土上の土地に關する権利の取扱につては改編が行われるの
が當であるが、過去の先例によれば、開拓法上の領地による土



地所有権を以し領地権は、新統治権の法律の下に生けるそれを
れ所處する権利に切り替えることになつてゐる。また開拓
権者が公法上の権利により領地から取扱した土地に關する特典
の権利につては、このときも公法上の権利は開拓領土に附す
る開拓権の統治権が消滅すると同時に消滅し、新統治権がそ
の土地につき、新たに領地から、由來の公法上の権利を設定
するか又は一般私法上の権利に切り替える場合決定することに
なるのが當である。

さもなくば大統治権が開拓領土内の一定の土地を一定の目的
のために（たとえば耕地又は領事館敷地として）別種の使用す
ることを看過する場合、その使用を可能ならしめるためには、
特別の協定（耕地の場合は行政協定類似の協定又は該地協定）

又は賃貸の類物（賃借料が地代の場合は賃貸借契約又は土地賃貸
取扱）の権利を必要とするものである。

したがつて、沖縄が日本の領有物の中に位置する場合、沖縄の
所有又は日本の公法の下における琉球の主張あるとは日本政府の
下にかかる個別の領有的権利だとされそれが絶対化されたこと
はあるのやうで、沖縄が本國の統治下にあつた際には出生した
被服が朝鮮關係者そのまゝ譲り受けられるよりむしろ被服が次第
である。

三問　日本が沖縄に対する有する固有主權の効果として、日本政府
は沖縄住民の財産の保護を行ふるか。

答　米國が沖縄に対して固実の統治権を行はせり、しかもま
ず日本が同様に対しても固有主權を保持してゐるなり其類は、
國際法上先づのものと認可であつて、このうちの固有主權の實體を
こし結果としてとどめ、これが國際法上の定義が最もよりの本
體であると認めである。

しかしながらまだ一つ遺憾なことは、沖縄住民がわれらの同
國にあり、したがつて沖縄住民が本国に通商した場合は、日本
政府は本国即見地に立つて米國政府と政治的折衝を行ひの本國
統治であると認めである。

三回 10
平和条約締結前に米国領事は沖縄において賃有地を全く賃借
で使用していくが、それは國際法上違法といえるか。また現在
でも賃借で使用してある賃有地があるが、それは違法か。

第一 賃借法上古の軍隊、軍事上の必要がある場合は、古御地にあ
る政府公有不動産を借用することができます。この場合地方自治
團体の不動産は賃有不動産と同様対価を払わなければならぬ
とする學說があるが、いかだ國際法として確立されたに至つて
しまつ。

また平和条約締結の際にも公有不動産、賃有地を賃借で使用更
しめるべきかは、本國内政上の問題である。すなはち日本が
統治していた時代は、日本政府が地方公有團体たる沖縄県の所
有地を有償で使用していただけたにかからず、米国政府は
新たに米国の法律によって施政土地使用の有償・無償を規定する
百三十号を認めた。

平和条約第三条により米国政府は沖縄において立法、司法、行政
の三権の行使を認められており、たとえ永代借地権の如き制度を設
定しても法律的には日本の潜在主権に抵触するものとは云えない。
しかし現実問題としては日本政府として現地住民の意志に反したこ
のような制度が実施されることは好ましくないと考えている。

沖縄が日本の完全な主権の下に復帰する際はこれらの制度はすべて日本の容認するものに切り替えられることとなろう。

平和条約第三条により米国政府は沖縄において立法、司法、行政の三権の行使を認められており、たとえ永代借地権の如き制度を設定しても法律的には日本の潜在主権に抵触するものとは云えない。しかし現実問題としては日本政府として現地住民の意志に反したこのような制度が実施されることは好ましくないと考えている。

沖縄が日本の完全な主権の下に復帰する際はこれらの制度はすべて日本の容認するものに切り替えられることとなろう。

極致

別添(四)

(一)問 米国は日本の潜在主権の下にある沖縄住民の所有地に、一括払いの方法により、永代借地権を設定しようとしているが、このような行為は日本の潜在主権と矛盾し、将来沖縄が日本に復帰する際の支障となりはしないか。

答 平和条約第三条により米国政府は沖縄において立法、司法、行政の三権の行使を認められており、たとえ永代借地権の如き制度を設定しても法律的には日本の潜在主権に抵触するものとは云えない。しかし現実問題としては日本政府として現地住民の意志に反したこの意志に反したこのような制度が実施されることは好ましくないと考えている。

沖縄が日本の完全な主権の下に復帰する際はこれらの制度はすべて日本の容認しうるものに切り替えられることとなろう。

極致

21/3/25

米国が沖縄に対して現実の統治権を行使しており、しかもな
お日本が同地に対しても残存主権を保持しているという状態は、
國際法上先例のない事態であつて、いわゆる残存主権の意義を
なし効果につづき、いまだ國際法上の定説がないところのが
あらざる現状である。

しかしながらまだ一つ確實なことは、沖縄住民がわれらの同
胞たる日本国民であり、したがつて沖縄住民が困難に遭着した
場合は、日本政府はこの見地に立つて米国政府と折衝を行うの
が当然であるとうことである。

極秘

別添六

(一) 日本が沖縄に対しても有する残存主権の効果として、日本政府
は沖縄住民の利益の保護を行ふうるか。

答 米国が沖縄に対して現実の統治権を行使しており、しかもな
お日本が同地に対しても残存主権を保持しているという状態は、
國際法上先例のない事態であつて、いわゆる残存主権の意義を
なし効果につづき、國際法上によるじる體験もあるう。

しかしながら確実なことは、沖縄住民がわれらの同胞たる日
本国民であり、したがつて沖縄住民が困難に遭着した場合は、
日本政府はこの見地に立つて米国政府と折衝を行ふのが当然で
あるとうことである。

for title

一問　米國は日本の潛在主権の下にある沖縄住民の所有地に、一括
払いの方法により、永代借地権を設定しようとしているが、こ
のような行為は将来沖縄が日本に復帰する際の支障となりはし
まいか。
(日本)の(これまで)権利と(日本)

答　國際法上の領土主権と、私法上の土地所有権なしし借地権と
は別個の概念である。沖縄が日本の完全な領土主権の下に復帰
する際は、外國人又は外國政府が同地で有する土地所有権なし
し借地権は、
*(日本)の(これまで)権利と(日本)*日本法上の土地所有権なしし借地
権に切り替えられることとなるのであるから、別に支障を生ず
ることはない。

**極
秘**

軍事問題の問題

二問　日本が沖縄に対し有する残存主権の効果として日本國政府
*(権利)*は沖縄住民の権利の保護を行ひうるか。

答　わが國が沖縄に残存主権を有するという理由をもつて、直ち
に法律的に日本政府が沖縄住民の権利の保護を行ひうることに
なるかは疑問である。(しかしながら、沖縄住民が困難に
遭着した場合は、沖縄住民が同胞であるという民族的見地に立
つて、日本國政府が米國政府と政治的折衝を行うのは当然のこと
である。)

人曰十
何能為
君無為
君無為
何能為
人曰十

で使用してはいた。これは國際法上違法といえるか

答　國際法上占領軍は、軍事上の必要がある場合に、占領地の國公有不動産を使用することができる。この場合地方自治団体の不動産は私有不動産と同様対価を払わなければならぬとする學説があるが、いまだ國際法として確立されるに至つていない。